

不利益処分の処分基準

処 分 名		不法行為等による市営住宅の明渡請求		
根拠法令及び条項		公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 32 条第 1 項		
所 管 部 課 名		建設部 建築住宅課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 38 条		
	基 準	条例第 38 条に定めるところによる。 条例第 38 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1) 不正の行為によって入居したとき。 (2) 家賃を 3 月以上滞納したとき。 (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。 (4) 正当な事由によらないで 15 日以上市営住宅を使用しないとき。 (5) 条例第 12 条(入居の承継)、第 13 条(入居親族の異動等)及び第 22 条から第 26 条までの規定(入居者の保管義務、市営住宅を使用しないときの届出、転貸等の禁止、用途の制限、増築等の制限)に違反したとき。 (6) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				